

【議事要旨】

会 議 名	令和3年度第1回港区指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和3年7月28日（水）午後1時30分から午後4時30分
開 催 場 所	庁議室
委 員 員	<p>■出席者</p> <p>（委員長）大澤企画経営部長 （副委員長）新宮総務部長</p> <p>（委員）西川企画課長、宮本区役所改革担当課長、若杉財政課長、荒川総務課長、加茂契約管財課長</p> <p>（説明員）高嶋芝地区総合支所管理課長、櫻庭麻布地区総合支所管理課長、白井赤坂地区総合支所管理課長、山本高輪地区総合支所管理課長事務取扱、山本芝浦港南地区総合支所管理課長、金田高齢者支援課長、野上保健福祉課長、太田地域振興課長</p>
事 務 局	企画経営部企画課
会 議 次 第	<p>審議事項</p> <p>1 指定管理者の選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芝地区港区立いきいきプラザ【資料1】 ・ 麻布地区港区立いきいきプラザ【資料2】 ・ 赤坂地区港区立いきいきプラザ【資料3】 ・ 高輪地区港区立いきいきプラザ【資料4】 ・ 港区立神明子ども中高生プラザ【資料5】 ・ 港区立高輪子ども中高生プラザ【資料6】 ・ 港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ【資料7】 ・ 港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂、港区立高齢者在宅サービスセンターサン・サン赤坂、港区立赤坂子ども中高生プラザ、港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館【資料8】 ・ 港区立公衆浴場ふれあいの湯【資料9】 ・ 港区立区民斎場やすらぎ会館【資料10】
配 布 資 料	<p>（公募施設）資料1から資料8</p> <p>資料○ 指定管理者候補者選定調書</p> <p>資料○-2 指定管理者候補者選考委員会報告書</p> <p>資料○-3 指定管理者応募者提案内容の比較表</p> <p>資料○-4 職員配置表</p> <p>資料○-5 選考委員会採点表</p> <p>資料○-6 選考委員会議事録</p> <p>資料○-7 指定管理者指定申請書（他、添付書類等）</p> <p>（非公募施設）資料9から資料10</p> <p>資料○ 指定管理者候補者選定調書（非公募用）</p> <p>資料○-2 指定管理者指定申請に対する審査表</p>

	資料○-3 職員配置表 資料○-4 指定管理者指定申請書（他、添付書類等）
会議の結果及び主要な意見	
(意見者)	1 指定管理者の選定について
白井赤坂地区 総合支所管理 課長	・赤坂地区港区立いきいきプラザ (資料について説明)
宮本委員	指定管理者候補者選定調書の選考のポイントについて、職員を他館と兼務させることで充実した情報共有体制を図るとあるが、逆に兼務とすることで問題はないのか。
白井課長	兼務については、現行の事業者も同様の体制になっており、現在も3館を兼務している職員がいる。業務内容は、維持管理や運営全般の補佐という役割である。管理責任者として、また清掃スタッフとして、3館を回るような形で効率良く運営している。
宮本委員	資金・収支計画書について、シルバー人材センターの経費が赤坂地区いきいきプラザだけ、5年間据え置きになっている。何か事情があるか確認したほうがいい。
白井課長	事業者の考えとして、シルバー人材センターの上昇分については、人件費の中のその他人件費に含んで計上されている。
西川委員	資金・収支計画書の人件費の内訳について、注意書きに、令和5年度、人件費ベースアップに伴う変動と記載があるが、内容は何か。
白井課長	常勤職員の人件費ベースアップに連動して、常勤職員以外の賃金上昇分のほか、法定福利費以外の福利厚生費、退職給付引当金などを計上している。
加茂委員	選考委員が、途中で変わっていることについて、問題ないか。 第2回選考委員会から変わっていることについて、第一次審査の評定は、山本委員がつけたという点を、記録上明確にしておいた方がよい。
白井課長	委員が途中変更になった点について、選考委員会設置要綱では、高輪地区総合支所管理課長という位置付けで対応している。
大澤委員長	連続性という観点で支障がないか。
白井課長	第1回の選考委員会は公募要項の確認とスケジュールの確認が主であった。実際の審査は第2回及び第3回の選考委員会になる。選考にあたっては、一次審査と二次審査の評定をどちらも山本委員に依頼しており、途切れがなく継続性を担保しているものと考えている。

加茂委員	芝地区いきいきプラザが3館で年間4億6000万円、赤坂地区いきいきプラザが1億8000万円程度となっている。施設と規模の違いであると推測されるが、人件費で差がついているということはないか。
白井課長	赤坂は比較的施設規模が小さい。各施設の規模の違いによるものである。
大澤委員長	他にないようであれば、本件については了承ということによいか。
(全員)	異議なし。